

令和4年（小教行審）第1号 行政情報非開示決定処分取消請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

小松島市教育長（以下「処分庁」という。）は、令和4年9月15日付け小教政第92号により行政情報非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）を行ったが、別表の非開示とすべき情報欄に記載した情報以外の情報は、開示すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和4年度当初予算（以下「本件当初予算」という。）編成に当たり、小松島市教育委員会教育政策課（以下「教育政策課」という。）が提出した小松島市新小学校施設整備事業（以下「本件事業」という。）に係る当初予算要求額及び見積もり過程における一連の文書（以下「本件対象文書」という。）について、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、審査請求人が行った開示請求に対し、処分庁が行った本件非開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件当初予算の予算額及び当初要求額を算出する意思形成過程は終了している。また、小松島市は、本件事業に係る契約を完了している。

第3 審査請求に対する処分庁の弁明要旨

本件対象文書は、本件当初予算を編成する過程において、予算要求部局である教育政策課と、予算査定部局である小松島市総務部財政課（以下「財政課」という。）との間で協議を行うに当たり作成したものであり、最終的な意思形成が終了していない段階の情報である。当該情報を公開した場合、行政情報として未成熟な情報が明らかにされることとなり、結果、市民に対して無用の混乱や誤解を与え、また、今後の予算要求部局と予算査定部局との自由で率直な意見交換又は同部局による査定に係る意思決定が妨げられ、将来の予算要求あるいは予算編成に対し、支障をきたすおそれがある。

以上から、本件対象文書は、情報公開条例第7条第5号により、開示しないこととしたものである。

また、予算編成のなかで教育政策課が民間事業者（以下「事業者」という。）

より徴取した見積書（以下「事業者見積書」という。）は、あくまで予算要求額の算出のための参考として徴取したものである。当該情報を公開した場合、その内容が事業者の本来の事業活動に基づくものであるとの誤解を招き、事業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがある。

以上から、事業者見積書は、情報公開条例第7条第3号にも該当する。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び処分庁の弁明並びに本件対象文書を基に審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、本件当初予算を編成する過程において、本件事業の実施に要する費用として教育政策課が財政課に対して提出した当初予算要求額及び積算根拠が記載された資料一式である。

2 本件非開示決定の妥当性について

ア 歳出予算見積書について

当審査会が見分したところ、令和4年度歳出予算見積書（以下「歳出予算見積書」という。）は、小松島市の庁内システムを用いて教育政策課が作成し財政課へ提出したものであり、「新小学校施設整備事業」という事業名の下、新小学校の施設整備に関し、教育政策課が令和4年度予算として要求した費目、金額及び積算基礎等が記載されていることが確認された。

処分庁は、歳出予算見積書を含む本件対象文書を非開示としたことについて、「意思形成が終了していない段階の情報であり、開示されることで、市民に対して無用の混乱や誤解を与え、また、今後の予算要求部局と予算査定部局との自由で率直な意見交換又は同部局による査定に係る意思決定を妨げるおそれがある。」と弁明する。

ただ、歳出予算見積書には、必要経費等の数値的な情報が記載されているのみであり、予算編成過程のなかで、教育政策課と財政課が具体的にどのようなやりとりを行ったか等の折衝内容等については記載されていない。よって、これらの情報を開示することが、担当部局間での自由で率直な意見交換又は予算査定部局による査定に係る意思決定を妨げるおそれがあるとは認められない。また、記載されている情報が実施機関の意思形成過程における情報に当たることは論を俟たないが、開示請求時において、本件当初予算は既に議会の議決を得ていたものであり、当初予算要求額と

その後の決定された当初予算額の金額が変わることは、制度として一般的にあり得ることからも、これらの情報を開示することで、市民に対して無用の混乱や誤解を与えるおそれがあるとは認められない。

以上、歳出予算見積書の全部を非開示とした処分庁の決定は妥当ではなく、歳出予算見積書はすべて開示すべきである。

イ 添付資料について

当審査会が見分したところ、歳出予算見積書の添付資料のうち、「設計料算定書」は、新小松島小学校(仮称)新築工事の設計に係る費用としての要求額を算出するため、同建物の予定延床面積を基に、国土交通省が制定し、公表している「官庁施設の設計業務等積算要領」に沿って計算した過程が記載された文書であることが確認された。ただ、一部、「⑤低減率」という項目については、処分庁によると、算出される設計料の予定価格を調整する必要がある事案に対応する目的で、市が独自に設けているものであるとのことであった。

以上からすると、「設計料算定書」に記載されている行政情報のうち、新小松島小学校(仮称)の予定延床面積及び低減率という項目の存在以外の情報は、既に公にされている情報であり、これを非開示とする理由はない。

一方、新小松島小学校(仮称)の予定延床面積については、あくまで教育政策課が予算要求を行うに当たっての見込みの数値として設定したものであり、その数値が過度に大きかったり、又は過度に小さかったりするといった特段の事情のない限り、これのみが公になったとしても、情報公開条例第7条第5号が定める、率直な意見の交換を不当に損なったり、不当に市民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるとは認められない。

また、低減率については、前述のとおり、実施機関が設計料の予定価格を調整する必要がある際に用いる項目であるとされるところ、市の一般競争入札に係る予定価格の算定方法について規定する小松島市契約規則(昭和49年小松島市規則第16号)第7条第3項は、市長について、予定価格算定に関する一定の裁量権を定めており、また加えて、市の一般競争入札においては、事前に予定価格が公表されることからしても、低減率という項目を市が設けていることが公になったとしても、将来の市の入札事務の公正かつ適正な執行に支障が生じたり、市の財産上の利益を不当に害したりするおそれはないと認められる。

そのほか、添付資料の中には、「学校施設整備スケジュール」と題し、新小松島小学校(仮称)及び新小松島南小学校(仮称)の施設整備に向け、

令和4年度以降の各年度にどのような業務を実施する想定であるかを記載した文書（以下「整備スケジュール」という。）が確認された。当該文書についても、処分庁は、情報公開条例第7条第5号の規定を根拠として非開示決定を行っていることから、以下、当該文書に記載されている情報の同号該当性を検討する。

同号は、実施機関のいわゆる意思形成過程における情報であって、これを公にした場合に、実施機関内等における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるものを非開示情報と規定する。そして、その趣旨とするところは、市政の透明性を高め、行政の諸活動に係る説明責任を全うしていくためには、意思形成過程における情報であってもこれができる限り公開していくことが求められているとする一方、こうした情報の中には、最終的な決定前の情報も含まれており、これらの情報を公開するときに上記のおそれがあると認められるものについては、その不利益を未然に防ぐのが適当であるとする点にあるものと解する。したがって、同号の適用に際しては、行政の説明責任の全うという、開示による利益と、前述のとおり非開示とすることによる利益とを個別かつ具体的に比較衡量する必要があるのであるが、これを整備スケジュールについて見たところ、その内容はおよそ実施機関内の審議、検討等の場に係る情報には当たらず、これを公にしたとしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

また、整備スケジュールの内容は、前述のとおり、実施機関が、学校施設の整備に向け、どの年度にどのような業務を実施することを想定しているかを示しているが、これらの業務は、公共施設の建設を行う上で通常実施されるものであり、その実施想定年度も含め、当該情報が公になったとしても、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

さらに、前述のとおり、処分庁は、整備スケジュールを含め、本件対象文書を公開した場合、市民に対して無用の誤解や混乱を与えると主張する。この点、整備スケジュール中の新小松島南小学校（仮称）の校舎建設完了予定年度は、実施機関が既に策定・公表している「小松島市立学校再編実施計画」（以下「再編実施計画」という。）及び「小松島市新小学校施設整備基本計画」（以下「施設整備基本計画」という。）において明らかにされている同校の開校予定年度と整合せず、それが学校再編に伴う新小学校の開校時期という、市民の関心が高く、伝聞されやすい性質の情報で

あることも併せ考えれば、市民の誤解や憶測を招くおそれがないとは言えない。しかしながら、新小学校の開校予定年度は、あくまでも再編実施計画及び施設整備基本計画として正式に意思決定された上で既に市民に周知されており、また、整備スケジュールは、再編実施計画及び施設整備基本計画の策定よりも前に作成されているのであるから、前述のような市民の誤解や憶測を招いたとしても、その不利益の程度は、前述した開示による利益を考慮してもなお看過しえない程度のものであるとは認められない。

上記に述べた添付資料のほかには、歳出予算見積書の積算のため、教育政策課が作成した資料が含まれていることが確認されたが、当該資料については、数値的な情報が記載されているのみであり、既に予算化されていることから、情報公開条例第7条第5号への該当の理由となるものではない。

以上、添付資料の全部を非開示とした処分庁の決定は妥当ではなく、添付資料はすべて開示すべきである。

ウ 事業者見積書について

当審査会が見分したところ、事業者見積書は、本件事業に係る施設整備基本計画、基本設計及びPFI導入可能性調査についての費用としての予算要求額を算出するに当たり、教育政策課が事業者に作成を依頼したものであり、合計見積金額、業務項目及び業務遂行に必要な人工等の内訳について記載されていることが確認された。

処分庁は、事業者見積書を非開示としたことについて、「開示した情報が事業者の本来の事業活動に基づくものであるとの誤解を招き、当該事業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがある。」と弁明する。

ただ、事業者見積書の中の「技術者単価」は、国土交通省が定める「令和3年度設計業務委託等技術者単価」どおりのものであり、公になっているものであることから、これを非開示とする理由はない。

一方、「業務項目」の欄には、当該事業者が委託契約を履行するに当たって実施する個別の業務の名称が記載されているところ、これらは、高度のオリジナリティを有するものとは認められないものの、委託契約及びこれに類する契約を履行するために当該事業者が構築したノウハウに関する情報であり、これが公になると、他者に模倣され、ひいては、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがある。

また、人工の情報については、これが公にされた場合、当該事業者が、

どういった業務に、どの職種の技術者を、どの作業量で計上するかが明らかとなり、将来の入札において、当該事業者の入札価格が他者に類推されるおそれがある。

なお、合計見積金額及び総括表の項目ごとの合計金額は、その情報だけで事業所の定めた人工等個々の数字を特定できるものではなく、行政情報公開条例第7条第3号への該当の理由となるものではない。

以上、事業者見積書の全部を非開示とした処分庁の決定は妥当ではなく、別表の非開示とすべき情報欄に記載した情報以外の情報（事業者見積書に係るものに限る。）は、開示すべきである。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年3月14日	諮問書の受理、審議
令和5年4月18日	審査請求人による口頭意見陳述、審議
令和5年5月15日	審議
令和5年7月3日	審議
令和5年8月9日	審議
令和5年8月28日	審議

小松島市情報公開審査会

会長 上原 克之

委員 由宇 典代

委員 森 晋介

委員 鈴木 亜佐美

委員 木村 正

別表

文書名	非開示とすべき情報
事業者見積書	第1号内訳書から第5号内訳書までのうち、枠外の記載、「業務項目」、「技師長 65,500」、「主任技師 57,400」、「技師A 51,200」、「技師B 40,600」、「技師C 32,800」、「技術員 29,000」、「金額」、「摘要」、「人工計」、「小計」及び金額欄最下段を除く部分